

**申告**を  
お忘れなく!!

# しながわの 区税だより

第19号(臨時号)  
品川区税務課発行  
平成24年2月15日  
代表電話 03(3777)1111

住民税の納税は  
便利な  
口座振替を!



## 個人住民税(特別区民税・都民税)の一部が変わります

**諸控除の見直し**

**適用時期**  
住民税: 24年度から  
所得税: 23年分から

22年度の税制改正により、所得税において「所得控除から手当てへ」などの観点から、子ども手当が創設され年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。また、高校の授業料実質無償化に伴い、特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。所得税の見直しに伴い、個人住民税についても諸控除の見直しが行われました。

**年少扶養控除の廃止**  
(0~15歳)

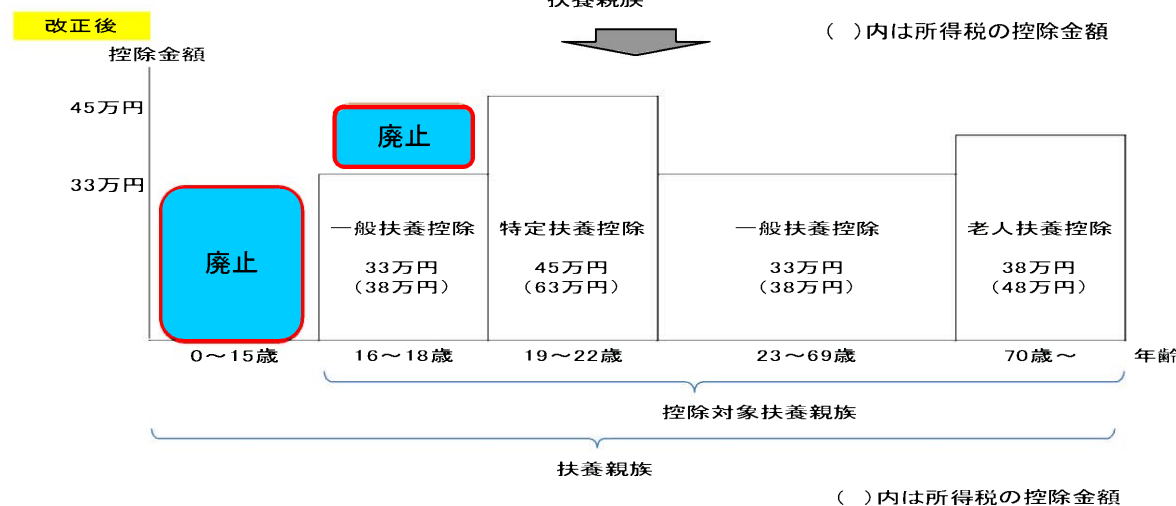
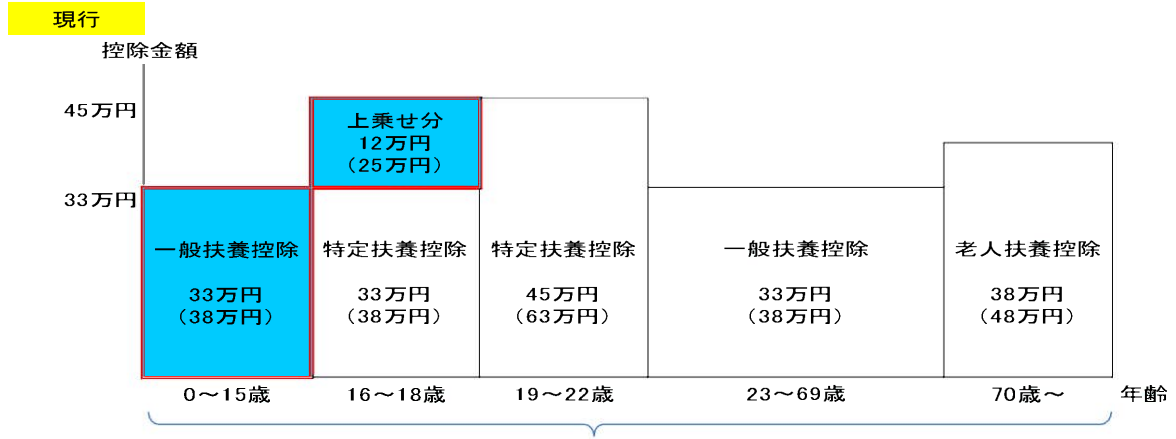
年少扶養親族に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。

※生年月日  
平成8(1996)年1月2日以降の方

**特定扶養控除の縮小**  
(16~18歳)

16~18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ分(12万円)が廃止されます。

※生年月日  
平成5(1993)年1月2日  
~平成8(1996)年1月1日の方



# 寄附金制度の拡充

## 寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

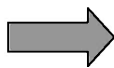
少額の寄附でも税額控除の対象となるよう、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げました。2,000円を超えた額が控除の対象になります。なお、ここでの額とは、1月から12月までにすべての対象の団体へ支出した寄附金の合計額であり、1団体につき2,000円を超えなければ税額控除を受けられないということではありません。

ご注意

寄附金税額控除が受けられる上限額は、すべての寄附金を合わせて総所得金額などの30%までとなります。

## 寄附金税額控除の対象団体の拡充

寄附金税額控除の対象団体を、主たる事務所か事業所が品川区にある住民の福祉の増進に寄与すると認められる公益法人、社会福祉法人、学校法人などの53団体に拡充しました。



対象団体は品川区のホームページに掲載しています。合わせてご覧ください。  
品川区のホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

**平成23年中（1月1日～12月31日）に  
寄附をされた方へ**

**税務署で確定申告をしてください**

平成23年中に自治体や指定された団体へ寄附をされた方は、管内の税務署（荏原税務署または品川税務署、住所によって異なります）で寄附先団体が発行する受領証明書などを添付し確定申告をすることで、所得税・住民税ともに控除を受けることができます。

確定申告期間は平成24年3月15日（木）までです。便利な電子申告（e-tax）もご利用いただけます。

確定申告に関する詳しいお問い合わせは各税務署にお願いいたします。

品川税務署（03-3443-4171） 東京都港区高輪3-13-22 品川駅西口（高輪口）より徒歩5分

荏原税務署（03-3783-5371） 東京都品川区中延1-1-5 東急池上線荏原中延駅徒歩7分、戸越銀座駅徒歩7分  
都営浅草線戸越駅徒歩10分、東急目黒線武蔵小山駅徒歩15分



**住民税の納税は  
便利な口座振替を！**

口座振替の手続きの方法は税務課 収納管理係  
TEL(03)5742-6669 まで

【問い合わせ先】品川区役所 税務課 課税担当 TEL03-5742-6664～6

品川区のホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> も合わせてご覧ください。